



## 健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、  
(☎63・3801)まで。

# 特別養護 老人ホーム について

特別養護老人ホームに入所できるのは、要介護3以上の要介護認定のある方です。

特別養護老人ホームのご相談などで、よくある質問をまとめてみました。

**Q1** 特別養護老人ホームは、『どんなところ』ですか？

**A1** 重度の要介護状態である高齢者の方に対する介護サービスを提供する施設で、主に社会福祉法人により運営されています。

**Q2** 『要介護1や2』で入所申込みはできますか？

**A2** 次のいずれかの条件を満たされる方は、要介護1や2でも入所申込みができます。

① 認知症で日常生活に支障をきたしている症状が頻繁に見られる場合。

② 知的障害・精神障害などを患い日常生活に支障をきたす症状が頻繁にある場合。



③ 深刻な虐待があり、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。

④ 単身世帯等であつて家族の支援が期待できず地域での介護サービス等の供給が不十分であること。

**Q3** 特別養護老人ホーム以外に『要介護2以下』で入居できるところはありますか？

**A4** ケアハウス、有料老人ホーム、サービス付高齢者専用住宅、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などがあります。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)やケアマネジャーにお問い合わせください。

# 退職金

## 社長の決断、 応援します。

### 中退共の 退職金制度なら

**安全** 国の制度だから安心  
新規加入や掛金を増額する場合、  
掛金の一部を国が助成します。

**有利** 掛金は全額非課税  
手数料もかかりません。

**簡単** 社外積立で  
管理も簡単  
納付状況や退職金試算額を  
事業主さんにお知らせします。

パートタイマーさんや  
家族従業員も加入できます



詳しくはホームページへ

中退共

検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

TEL (03)6907-1234

FAX (03)5955-8211

# 農作物鳥獣害防止総合対策事業のご案内

## 目的

近年、農産物に対するイノシシ・サル等の被害が増加しています。また、被害区域が平野部へと広がっており、年間を通じて被害が絶えない状況です。そこで、令和3年度に地域農業の振興に資することを目的とし、農作物鳥獣害対策強化事業を実施します。



## 1. 対象者

日高町内に住所を有する1戸または2戸での農業者であること。

## 2. 対象農地

日高町内に位置する農地であり1戸または2戸での農業者が隣接した田畑を所有もしくは耕作していること。

近接地に他の要望箇所がある場合は、1事業地としてまとめる必要があること。

## 3. 対象事業

県の交付決定(令和3年5月下旬頃となる)以降で購入される農産物の有害鳥獣による被害防止を目的とした次に掲げるものの資材に対し補助する。

- (ア)電 気 柵・・・電気ショックを与え農地に近づけないもの。
- (イ)ト タ ン 柵・・・トタン張り等により農地に進入させないもの。
- (ウ)サル用の防護柵・・・電気ショックを与え農地に近づけないもの。

## 4. 補助額

予算の範囲内において、事業費の3分の2以内を補助する。

※1mあたりの限度額があります。

上記の事業で、補助を受けた農地については、補助の受けた翌年から起算して5年間適正な管理をしなければならない。また、以前より防護柵等を行っている農地および、一度補助を受けた農地については、補助の対象とならない。

## ◎申し込みについて

- (ア) 設置予定されている方は、役場産業建設課まで申込み手続きをしてください。
- (イ) 柵を設置する田畑の形状により、周り全てを囲わなければ補助対象とならない場合があります。

## ☆申込み締切日

令和2年12月25日(金)までに下記までご連絡下さい。

## 【お問い合わせ先】

日高町役場産業建設課 産業振興班(☎63・3806)

